

第1 普及啓発（平成30年度）

1 広報・行事等

リーフレット, ポスター, 福祉のまちづくり広報誌「ありば」, 県ホームページ, 街頭キャンペーン

2 事業所等の研修会等での説明

(平成30年9月30日現在)

障害福祉課	大隅地域振興局	大島支庁	計
9	2	2	13

3 事業所等への個別訪問

(平成30年9月30日現在)

障害福祉課	大隅地域振興局	大島支庁	計
6	163	19	188

第2 相談対応（平成30年度）

1 障害者くらし安心相談員の配置状況

配置先	電話番号	受付時間
障害福祉課	Tel : 099-286-5110 Fax : 099-286-5558	月～金 午前9時～午後4時
大隅地域振興局 地域保健福祉課	Tel : 0994-52-2108 Fax : 0994-52-2110	
大島支庁 地域保健福祉課	Tel : 0997-57-7222 Fax : 0997-57-7251	

2 障害者くらし安心相談員の活動状況

(平成30年9月30日現在)

相談対応		障害福祉課	大隅地域振興局	大島支庁	計
相談 件数	不利益取扱い	5	1	1	7
	合理的配慮	4	1	1	6
	その他	58	13	1	72
		230	30	13	273
対応 回数	不利益取扱い	29	2	3	34
	合理的配慮	14	1	3	18
	その他	187	27	7	221

3 相談対応の主な事例

(1) 不利益取扱いの事例

ア 福祉サービスの提供

イ 医療の提供

ウ 商品の販売及び役務の提供

No.	相 談 者					
1	年齢	50代	性別	女	障害種別	肢体不自由
内容	電動車椅子で商業施設を利用したところ、今後は電動車椅子での入店を控えるようにと言われた。					
結果	自身で交渉した結果、事業者から謝罪があり、今後とも電動車椅子での利用を認めるとのこと。					

No.	相 談 者					
2	年齢	—	性別	—	障害種別	—（飲食店経営者）
内容	店員が補助犬の入店をお断りしたところ、同行者に激怒された。事前の相談もなかったが、飲食店でも入店を認めないといけないのか。					
対応	法の趣旨を説明するとともに、補助犬の入店拒否は障害者差別に当たること、事前連絡も不要である旨を説明した。					
結果	今後は、補助犬の入店を認めることとなった。					

エ 労働及び雇用

オ 教育

No.	相 談 者					
3	年齢	—	性別	—	障害種別	—（相談支援専門員）
内容	精神障害（発達障害）のある中学生の子が、顧問の先生に部活への入部を断られていると聞いたが、これは障害者差別にあたるのではないか。					
対応	正当な理由がないにも関わらず入部を拒否することは障害者差別にあたる旨を説明するとともに、当該生徒の保護者に、学校側へ事実関係の確認と啓発等を行う旨提案した。					
結果	校長や他の教諭は理解があり、入部に向けて協力してくれているとのこと、対応の希望なし。					

No.	相 談 者					
4	年齢	—	性別	—	障害種別	—（父）
内容	娘が，選抜選手の選考会では好結果であったのにも関わらず，心療内科に通院していることを理由に選考外とされた。					
結果	自身で交渉した結果，選考の見直しが行われたとのこと。					

カ 公共的施設の利用

キ 交通機関の利用

No.	相 談 者					
5	年齢	30代	性別	男	障害種別	肢体不自由
内容	車椅子利用者だが，路線バスを利用しようとしたところ，乗車させてもらえなかった。					
対応	事業者に事実関係を確認するとともに，啓発を行った。					
結果	満車により乗車ができない状況があったとのこと。乗車ができないような場合には丁寧に説明するように助言し，了承を得た。					

No.	相 談 者					
6	年齢	30代	性別	男	障害種別	肢体不自由
内容	車椅子利用者だが，路線バスを利用しようとしたところ，停車してくれなかった。					
対応	事業者に事実関係を確認するとともに，啓発を行った。					
結果	運転手の確認不足があったのではないかとのこと。乗客確認を丁寧に行うことを運転手に指導するよう依頼し，了承を得た。					

No.	相 談 者					
7	年齢	30代	性別	男	障害種別	肢体不自由
内容	車椅子利用者だが、路線バスを利用しようとしたところ、停車してくれなかった。					
対応	事業者に事実関係を確認するとともに、啓発を行った。					
結果	バス停付近が混雑しておりバス停から離れて待機していたため、運転手が気がつかなかったとのこと。事業者に、混雑時の車椅子利用者の待機場所を確認し相談者に伝えたところ、了承を得た。					

ク 不動産取引

ケ 情報の提供及び受領

(2) 合理的配慮の事例

ア 物理的環境への配慮

No.	相 談 者					
8	年齢	—	性別	—	障害種別	(福祉事業所職員)
内容	会議を開催するにあたり、参加する車椅子利用者から、会議場の近くに障用の駐車場を確保して欲しいとの相談があったが、どのように対応すれば良いか。					
対応	事業者に啓発を行うとともに、相手方と協議の上必要な配慮を行うよう助言した。					
結果	会議開催時に、会場近くに駐車場を確保するとともに、補助員を1名配置することとなった。					

No.	相 談 者					
9	年齢	—	性別	—	障害種別	— (母)
内容	車椅子を利用している娘(10代・女)と観光施設を利用した際、入館口近くまで車を近づけようとしたところ、進入防止用ブロックがあり、車を近づけられなかった。そのため、施設職員に進入防止用ブロックの移動を依頼したが、断られた。					
対応	事業者に事実関係を確認するとともに、啓発を行った。					
結果	進入防止用ブロックは市道に設置されているもので、男性職員2人でなんとか移動できるほど重量がある。通常は職員により移動の支援等も行っているが、当日は職員が不足しており対応できなかった。また、当該進入防止用ブロックについては、管理する市に改修を依頼しており、現在改修に向けて検討中とのこと。相談者に報告し、了承を得た。					

イ 意思疎通の配慮

ウ ルール・慣行の柔軟な変更

No.	相 談 者					
10	年齢	50代	性別	女	障害種別	肢体不自由
内容	電動車椅子を利用しているが、病院で車椅子の充電を依頼したところ、断られた。					
対応	病院において、電動車椅子の充電は本来の事務・事業にあたるものではなく、合理的配慮の不提供には当たらない旨を説明し、了承を得た。					

No.	相 談 者					
11	年齢	50代	性別	女	障害種別	肢体不自由
内容	電動カートを利用しているが、大型の商業施設を利用しようとしたところ、通常の車椅子への乗り換えを求められた。電動カートでの入店を認めて欲しい。					
対応	事業者に事実関係を確認するとともに、啓発を行った。					
結果	事業者では、従来から電動カートでの入店を認める取扱いとしていたが、担当者の理解不足があったとのこと。今後とも電動カートでの入店を認めるとともに、障害のある方への配慮について改めて職員への周知を図ることとなった。					

No.	相 談 者					
12	年齢	—	性別	—	障害種別	—（息子）
内容	身体障害のある母（60代）が、自治会の総会に必ず参加するよう求められている。自治会の規約が変更になったとのことであるが、障害特性を理解した配慮をしてほしい。					
対応	自身で交渉した結果、可能な範囲で参加することで同意したとのこと。					

エ その他

No.	相 談 者					
13	年齢	不明	性別	男	障害種別	内部障害
内容	服薬等により体調が悪いときがあるが、職場で障害特性を理解した配慮をしてもらえなかった。					
対応	相談者は、相手方への事実関係の確認や啓発等の対応を希望しなかったため、傾聴のみで終結。					